

平成 29 年 4 月 14 日

給付金の支払遅延のお詫び

平成 8 年の和解に基づいて薬害 HIV 被害者に対してお支払いしている「発症者健康管理手当」（注）のうち、本日中に振り込まれるはずであった平成 28 年度第 4 四半期分（450,000 円）については、当機構内の事務手続に不備があったため、108 名の方々に本日中に振り込むことができない事態が発生しました。

事態が判明後すぐ、本日中に給付を受けることができなくなった方々にお詫びの電話を差し上げるとともに、来週の 17 日月曜日に振り込まれるよう、急遽本日中に手続を完了いたしました。

受給者のみなさまにご迷惑をお掛けしたことを深くお詫び申し上げます。

当機構としては、二度とこのような支払遅延が発生しないよう、手続を見直すとともに、職員に対する教育を徹底するなど、再発防止策を講じてまいります。講じた再発防止策につきましては、後日公表いたします。

（注）発症者健康管理手当とは、血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業に基づく給付金です。

以上

（連絡先）

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
健康被害救済部 受託事業課
（ダイヤルイン）03-3506-9415